健康福祉委員会令和3年1月15日

健康政策部 資料 96 番

所管 健康づくり課

産後ケア事業(宿泊型)の区内医療機関での実施について

令和2年7月から産後ケア事業(宿泊型)を開始したが、区内での産後ケア事業の充実を図るため、区内医療機関での産後ケア事業(宿泊型)を新たに令和3年2月から実施する。

1 対象者

次の(1)~(4)のすべてに該当し、利用が必要と区が認めた方

- (1) 大田区に住民登録のある方で申請時点で産後4か月未満の方
- (2) 体調不良や授乳・育児に不安がある方
- (3) 産後において家族等の支援が得られない方
- (4) <u>産後ケア事業を実施する医療機関で出産し、引き続き延泊して産後ケアを受ける方</u>

2 ケア内容

- (1) 産後における母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房管理及び乳房ケア
- (3) 乳児のケア、授乳方法等の育児指導
- (4) 母の休養

3 利用日数等

- (1) 利用日数・利用回数
 - 1回の出産につき3泊4日まで
- (2) 利用者負担額 ※非課税世帯・生活保護世帯の方は減免制度あり
 - 1泊2日 11,000円(税込み)
 - 2泊3日 16,500円(税込み)
 - 3泊4日 22,000円(税込み)

4 実施機関及び事業開始時期

- (1) 東京労災病院(大田区大森南四丁目 13番 21号) 令和3年2月1日から開始予定
- (2)前村医院 (大田区大森中二丁目 19番 17号) 令和3年2月1日から開始予定
- (3) 牧田総合病院(大田区西蒲田八丁目 20番1号) 令和3年2月8日から開始予定